

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜1、2（3、4）号炉（337）」

2. 日時：令和2年5月1日 15時45分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

（新規制基準適合性チーム）

山口安全管理調査官、三好上席安全審査官、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、薩川審査チーム員

システム安全研究部門

山本上席技術研究調査官

関西電力株式会社

燃料保全グループ チーフマネジャー 他4名

5. 要旨

（1）関西電力より、令和元年6月14日に申請のあった高浜発電所1、2号炉の設置変更許可申請に関して、今回提出された資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、以下の主な点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○使用済燃料ピット（SFP）内の燃料集合体内外の解析モデルにおける液滴と液膜のモデル上の扱いを説明すること。

○放水集中範囲の外にも液膜が形成された場合の影響評価について、SFPに流入する水が燃料集合体の5×5に集中した場合に、判定基準（0.98以下）を満足するとあるが、流量等の具体的な計算条件を詳細に説明すること。

○評価結果の不確かさを一律0.02にする考え方を説明すること。

○燃料の燃焼度評価において、燃焼度（25GWd/t）を計算値として、そのまま用いることの妥当性について、申請上の解析及び運用上の余裕も含めて、説明すること。

○チェッカーボード配置において、発熱量の違いが液膜厚さへ与える影響の有無について、説明すること。

○SCALEコードによる塩素を考慮した実験に対するベンチマークの精度について、詳細な説明をすること。

○最大流量に依存しない検討手法の採否について、検討フロー図の記載を詳細に説明すること。

○SFPに流入する水が集中する範囲の外に弾かれた場合の評価において、水位ごとに

実効増倍率への感度を詳細に説明すること。

○燃料集合体内外への流入割合による実効増倍率への感度を説明すること。

(3) 関西電力より、了解した旨の回答があった。

6 . その他

提出資料 :

- ・資料 1 高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可 (1 号及び 2 号原子炉施設の変更) 【使用済み燃料ピットの未臨界性評価の変更】 審査会合における指摘事項の回答
- ・資料 2 SFPに流入した水が局所に集中した場合の検討フロー

以上